

令和4年7月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年7月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年7月7日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第13号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 5 議案第15号 市川市教育振興審議会への諮問について
 - 議案第16号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第17号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について
 - 議案第18号 学校給食費の無償化の方針について
 - 議案第19号 市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について
 - 議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 6 報告第14号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第13号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 2 議案第15号 市川市教育振興審議会への諮問について
 - 議案第16号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第17号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について
 - 議案第18号 学校給食費の無償化の方針について
 - 議案第19号 市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について
 - 議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 3 報告第14号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

6 欠席者

委員	島田	由紀子
----	----	-----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	奥田	淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	澁谷	裕司
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	池田	淳一
学校環境調整課長	小笠原	勝海
指導課長	富永	香羊子
保健体育課長	関原	一久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	大野	孝一

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	三河	崇邦
//	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、報告2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、説明の都合上まず「報告」から入りたいと思います。報告第13号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明してください。

○教育長

それでは私から、次の議案第15号におきまして、令和3年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行うにあたり、市川市教育振興審議会の意見を求めることについて、ご審議いただきますが、この事務には教育委員会から教育長に委任された事務も含まれますことから、当該教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、議案第15号の審議に入る前に、報告させていただきます。なお、別冊1「教育委員会点検・評価報告書案」のうち、5ページ以降に記載した、第3期市川市教育振興基本計画に基づく事務の点検・評価をお示しすることにより、行わせていただきます。また、内容の詳細は、議案第15号のご審議をいただく際に、担当課からご説明申し上げます。私からは、令和3年度の状況について、概要を申し上げます。

それでは、別冊1の11ページ、12ページをお願いいたします。「施策の評価結果一覧」でございます。第3期計画の施策について、令和3年度の評価をまとめております。第3期計画の点検・評価では、4段階の評価としております。各記号の見方は、11ページ上の囲み部分のとおり、「◎（二重まる）」は「施策の実現が図られてきている」、「○（ひとつまる）」は「施策の実現が概ね図られてきている」、「△（しろさんかく）」は「施策の実現が図られてきているといえない」、「▲（くろさんかく）」は「施策の実現が図られていない」を意味しております。施策は全部で44ございます。そのうち、令和3年度の評価は、40の施策については「○、施策の実現が概ね図られてきている」、4つの施策については「△、施策の実現が図られてきているといえない」といたしました。

「施策の実現が図られてきているといえない」と評価した施策について主なものをご説明申し上げます。30ページをお願いいたします。目標3の施策1「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」でございます。施策の成果指標が2つございます。成果指標22の「小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率」と23の「『おこ

さんは、規則正しい生活習慣（睡眠・食習慣など）が身に付いている』と回答する保護者の割合」でございませう。成果指標23は小学校・中学校ともに目標値付近で推移しております。成果指標22は、令和2年度はコロナ対策のため小児生活習慣病予防検診が未実施のため評価できませんでしたが、令和3年度に実施された検診では児童の有所見率が、目標値に対して大幅に増加した状況でございませう。今後は、コロナ対策を適切に講じつつ、望ましい生活習慣を身に付けることの大切さについて児童生徒及び家庭への啓発に努めてまいりたいと考えております。次に、32ページをお願いいたします。目標3の施策3「体力向上の取組の推進」でございませう。成果指標は2つございませう。成果指標26の「新体力テストの総合得点Tスコア」と27の「『お子さんは、すすんで体を動かしている』と回答する保護者の割合」です。両指標とも低下傾向がみられ、目標値からかなり離れている状況でございませう。新体力テストは、コロナ対策のため、令和2年度は未実施のため評価できませんでしたが、令和3年度に実施されたTスコアは、目標値から大幅に遠ざかった状況でございませう。今後は、児童生徒の体力向上に向けて、新体力テストの結果を十分に分析したうえで、対策を講じるとともに、教師の指導力向上を図るため、教職員の体育実技研修をオンラインの研修を含め、実技の研修が実施できるよう、関係課連携して、取り組んでまいりたいと考えております。私からは、以上でございませう。よろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。それでは、以上の説明につきまして、ご質問等ございませうでしょうか。

○広瀬由紀委員

丁寧なご説明をありがとうございます。以前、市川市教育振興審議会の委員を務めておりましたので、こちらの評価ということに関して、質問させていただければと思うのですけれども、今、△（しろさんかく）が付いているものについてのご説明だったと思ひませうけれども、○（ひとつまる）と△（しろさんかく）を分ける指標というか、何かそういったものはあるのでしょうか。例えばなのですけれども、方針1の施策2のほうは○（ひとつまる）というふうにはついているのですけれども、成果指標の方を見ますと、4と5に関しては、目標値以内かなと思ひませうが、6、7、8、9に関しては、道徳教育に関する施策であるにもかかわらず、特に9の、「道徳教育を進めた学校の割合」というのが18%という数値になっていて、目標の55と見比べてみると特に低い数値なのかなと読み取れるのですけれども、○（ひとつまる）が付いているということはどういった指標になっているのかと思ひませう、教えていただければと思ひませう。

○平田史郎委員

回答はどちらがされますか。では、お願いします。

○教育総務課長

教育総務課長です。お答えさせていただきます。△（しろさんかく）と○（ひとつまる）の評価の仕方というのが非常にわかりにくいという部分があるかと思うのですけれども、基本的には○（ひとつまる）につきましては、施策の実現が概ね図られてきているということで、いわゆる目標に近づいている、ほぼ目標に

達しつつあるとういうものを、○（ひとつまる）という評価にしているところがございます。一方、△（しろさんかく）の部分につきましては、「施策の実現が図られてきているといえない」と記載しておりますが、いわゆる目標値未満や前年度と比較したところ数値が上がってきていない、など改善の余地があるものにつきましては、△（しろさんかく）という評価をさせていただいているところがございます。また、あくまでも成果指標を軸に評価をしているのではございますが、コロナ禍において工夫してできることを行ったのかどうか、新しい生活様式の中での取組状況はどうかということも含めまして総合的に評価した結果という形になっております。以上でございます。

○平田史郎委員

広瀬委員、以上の説明でよろしゅうございますか。

○広瀬由紀委員

はい。

○平田史郎委員

その他、質問ございますでしょうか。山元委員。

○山元幸恵委員

それでは、一点要望ということでお願いいたします。このいわゆる成果指標に基づいてこの評価○（ひとつまる）、△（しろさんかく）が付いております。もちろん、そういう評価というものの施策がどの程度満足いく状態になっているかを判断するのに大変重要だと思うのですが、一方でこれだけある重点のいろいろな項目の中でも、特にこの今、喫緊に重点的に取り組まなければならない課題というのがあると思います。せっかくこれだけの労力をかけて諮問するのであれば、単に○（ひとつまる）、△（しろさんかく）そういうことに加えて、ぜひ市川として今後どの項目について更なる上を目指すべきなのかといったような部分まで踏み込んで、ご審議いただけたら、より良い評価になるのではないかと感じております。ぜひですね、今、市川が取り組まなくてはならない喫緊の課題は何なのかということ、せっかくいろいろな委員の方が揃っていらっしゃると思うので、ご審議いただければと、これは要望でございます。以上です。

○平田史郎委員

教育総務課の方からご回答をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課長です。この後、諮問をして、市川市教育振興審議会におきまして十分にご審議をいただく予定となっておりますので、その審議の中で喫緊の課題、重要な課題は何かということも、ご審議していただけるようにしたいと思います。以上でございます。

○平田史郎委員

山元委員、よろしゅうございますか。

○山元幸恵委員

はい。よろしくをお願いします。

○平田史郎委員

その他、ございますか。それでは、特に質問はないようですので、報告第13号

を終了いたします。

続きまして「議案」に入ります。議案第15号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

議案第15号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。議案の3ページをお願いいたします。

はじめに、諮問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項におきまして、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこと、そして、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが規定されております。このため、令和3年度の点検・評価について、市川市教育振興審議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。4ページをお願いいたします。こちらが諮問書でございます。

続きまして、別冊1の「点検・評価報告書案」をお手元をお願いいたします。こちらは、教育委員会事務局が行った点検・評価で、教育振興審議会への諮問資料となるものでございます。本日は、この報告書案を「教育委員会の案」として審議会に諮問することについて、ご審議いただくものでございます。修正すべき点等がある場合はそれを反映させたいと、審議会に諮問をさせていただきたいと思っております。

次に、令和2年度の点検・評価報告書、昨年度の報告書でございます。こちらと比較した令和3年度の報告書の主な変更点と昨年度の当審議会のご意見への対応について、ご説明いたします。はじめに、点検・評価の対象についてでございます。4ページをお願いいたします。今回から、「3 総合教育会議の開催状況」「4 その他の活動状況」に、写真を追加いたしました。執行機関としての教育委員会の現状についてイメージがしやすくなるようにすることで、市民に教育委員会を身近に感じてもらえるようにするものでございます。次に、昨年度の教育振興審議会答申からの提言への対応についてでございます。お手元のもう一冊の白い冊子、令和2年度の点検・評価報告書をお願いいたします。こちらの97ページでございます。1つ目は「(1)点検及び評価にあたっては、体系ごとの評価を行い、市川の教育全体をまとめた記述を検討されたい」とのご提言についてです。次期教育振興基本計画の策定のために、点検・評価報告書で市川の教育全体を総括した評価を行う必要がございます。来年度が次期計画の策定年度でありますことから、今年度、令和3年度の点検評価では行わず、来年度に総括した評価を行い、次期計画の策定につなげてまいりたいと考えております。2つ目は、「(2) 施策の評価の主たる判断基準である成果指標について、その傾向に関する分析を適切に行い、施策の取組と連動させた記述について検討されたい」とのご提言についてです。今回、施策ごとの評価の記述及び、レイアウトを変更いたしました。別冊1の14ページをお願いいたします。評価の記述につきまして、評価のページ中央あたりにあります、評価○(ひとつまる)の右側に評価の理由の欄を追加しております。また、レイアウトは、前年と記載の順番を変更して、上段から「主な事業・取組

の実績」、「評価」及び「評価の理由」、「今後の方向性」の順に変更し、評価の流れに沿った表記としたところがございます。3つ目は、提言として記載はございませんが、成果指標の出典の掲載でございます。9ページ及び10ページをお願いいたします。「成果指標のデータについて、どのような調査からのデータなのか出典を明らかにした方が数値の妥当性がわかり、信頼度があがる」とのご意見に対し、新たに「成果指標及び参考指標調査凡例」のページを追加いたしました。成果指標のデータ元となる主な調査の名称や調査の内容、調査対象者数を整理し、参照できるようにしております。

次に、点検・評価の概要について、ご説明いたします。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。「1 目的」は、効果的な教育行政の推進、市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興を図ることでございます。「2 対象」は、令和3年度における教育委員会の活動状況と、第3期市川市教育振興基本計画に掲げる施策です。「3 方法」は、計画の施策について、それを支える事業の取組状況や成果指標等の令和3年度の達成状況をもとに、教育委員会事務局で、施策の進捗状況の評価と今後の取組の方向性について検討いたしました。

次に、令和3年度の教育委員会の活動状況についてです。2ページから4ページをお願いいたします。教育委員会の概要を記載後、「1 主な取組」として、「(1) 教育行政運営方針に掲げた取組の実現」、「(2) いちかわGIGAスクールの取組」、「(3) 新型コロナウイルス感染症への対応」の3点について記載をいたしました。そして、次ページ「2 教育委員会会議の開催状況」、「3 総合教育会議の開催状況」、「4 その他の活動状況」、5、令和3年度の活動のふりかえりとともに、今後の取組の方向性として、『人をつなぐ 未来をつなぐ 市川の教育』の基本理念のもと、教育環境の充実や、家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした『つなぐ教育』を進めていきます」と記載をしております。次に、5ページ及び6ページをお願いいたします。こちらは、第3期市川市教育振興基本計画の体系図でございます。3つの方針のもとに12の目標があり、それぞれ計44の施策が紐づいております。この施策に関する説明は、時間が限られておりますので、先ほど教育長から報告のごございました施策を除き、△「しろさんかく」の評価である「施策の実現が図られてきているといえない」と評価した施策を中心に説明させていただきます。

それでは、「方針1 感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる」にかかる施策について、ご説明いたします。19ページをお願いいたします。「読書教育の推進」です。こちらは、成果指標が2つ、参考指標が1つございます。このうち、成果指標10「『読書は好きです』と回答する児童生徒の割合」では、目標値を大きく下回っている状況にあります。要因といたしましては、小学校高学年や中学校では授業時間数に余裕がない側面もあり、授業の中で読書教育として子どもの読書に対する意識の変化につながる等の、質の面において学校図書館を活用できていない状況等が考えられるところがございます。続きまして、31ページをお願いいたします。「食育の推進」です。成果指標は2つございます。成果指標24「『給食を楽しんで食べている』と回答する児童生徒の割合」、25「『朝は主食とおかず（主菜、副菜）がそろった食事をしている』

と回答する児童生徒の割合」では、小中ともに目標値と差も大きいところでございます。要因としましては、コロナ対策のため、短時間・少人数で配膳するなどの感染症に配慮した「ほっと給食」や「お話し給食」、これは、例えば、「ぐりとぐら」という絵本に登場するパンケーキを献立に入れるなど、食に関する指導に工夫をしておりますが、食事中は基本、前向き黙食であるため、給食を楽しめる状況ではなかったこと等が挙げられるところでございます。

43ページをお願いいたします。続きまして、「方針2 “自分らしく輝くための学び”の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する」にかかる施策について、ご説明いたします。なお、方針2につきましては「施策の実現が図られてきているといえない」とした施策はございませんでした。こちらでは、施策を1つご説明いたします。44ページをお願いいたします。「“自分らしく輝くための学び”の機会の充実」です。成果指標は3つです。成果指標38『「地域には学ぶ場と機会が十分にある」と回答する人の割合」、は目標値を達成しており、成果指標39『「この1年くらいの中に、生涯学習をしたことがある」と回答する人の割合」、40『「生涯学習に関する情報提供が十分である」と回答する人の割合」は、目標値付近で推移しております。公民館が学校や地域と連携した講座は、令和2年度はコロナ対策のため対面での主催講座は実施せず、新たに動画配信等によるオンライン講座の取組を始めました。令和3年度はオンラインによる講座が軌道に乗り、その中で学校や地域と連動した講座数のがのびている状況でございます。今後、コロナ禍終息後は対面型の講座、動画配信、双方向型のweb会議システム等、目的や効果に即した学習形態の選択及び活用を図ってまいります。

とびまして83ページをお願いいたします。「方針3 社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する」にかかる施策について、ご説明いたします。方針3につきましても「施策の実現が図られてきているといえない」、△（しろさんかく）とした施策はございませんでした。こちらにつきましても施策を1つご説明いたします。94ページをお願いいたします。「子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進」です。成果指標は3つです。成果指標19『「パソコンや携帯電話などの安全な使い方が分かり、自分を守り、他人に迷惑をかけないように気を付けている」と回答する児童生徒の割合」、73『「お父さんは、自らの安全に気を付けて生活をしている」と回答する保護者の割合」は、ともに横ばいとなっております。71「セーフティスクールプランにおける安全教育・安全管理・組織的活動の中の22の取組を実施したと回答する学校の割合」につきましては、コロナ禍の状況により、宿泊活動及び部活動など各学校の判断で見合わせたため、取組自体が未実施となりまして、実施したと回答する学校の割合が低下したと考えられます。今後もコロナ対策に努めながら、工夫した取組を支援するとともに、オンライン開催も視野に入れた保護者や補導員への啓発に力を入れてまいります。施策に関する説明は以上でございます。

最後に、今後の予定でございます。本日、本議案をお認めいただきましたら、市川市教育振興審議会に諮問を行い、ご審議・答申をいただいた後、9月の教育委員会定例会において答申の報告、そして、改めて報告書案についてご審議いただく予定となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいま

すようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは次に、議案第16号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第16号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案の5ページ及び6ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、ご審議いただいているところでございます。この度、本審議会委員のうち、第4号委員の佐々木孝子委員から、辞任の申し出がありましたことから、当該委員の解嘱と新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。委嘱委員は、市川市立新井小学校校長海老原澄子氏でございます。なお、解嘱日は本日7月7日、委嘱委員の任期は7月8日から、前任者の残任期間である令和5年7月6日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいようお願いいたします。

○平田史郎委員

それでは今の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございました。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第17号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域審議会への諮問について」ご説明いたします。議案7ページをご覧ください。本議案は、市川市立第一中学校の通学区域の設定をするにあたり、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ意見を求めることについて、ご審議をいただくものでございます。それでは、議案8ページをお願いいたしま

す。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、若干お時間をいただきます。

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校については、「市川市立小学校、中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、また、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について（答申）」を踏まえて、校舎の建替えを行う際に、小・中学校の通学区域の一致を目的とした通学区域の見直しを検討することとしております。現在、市川市立第一中学校は、建替えの準備を進めており、今年度中に「第一中学校 建替えに関する基本構想・基本計画」を策定する予定です。この計画の策定にあたり、通学区域の設定は、学校規模など、建替え後の学校の教育条件に影響を与えることから、「市川市立第一中学校の通学区域の設定」について、貴審議会の意見を求めるものです。諮問理由は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。それでは、以上で説明につきまして、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございます。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号「学校給食費の無償化の方針について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○保健体育課長

保健体育課長です。議案第18号「学校給食費の無償化の方針について」ご説明いたします。議案の11ページをご覧ください。学校給食費の無償化について、方針を定める必要がありますことから、本議案を提出するものでございます。12ページをお願いします。学校給食費の無償化についてですが、市長が所信表明でかけた重要施策であり、その趣旨を踏まえ、また共感したことから、計画的に進めていくため、本日、方針を定めることについてご審議いただくものでございます。はじめに、市長からは、子どもたちの未来は、市川市の未来である、子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、子どもは「社会の宝」である、そして、子ども達の成長を社会全体で支え、健やかな体を育むためにも「食」は重要であり、将来にわたって健康であり続けるための礎のひとつとなるものである、という考えが示されました。その考えについては、教育委員会においても同様であるものと考えております。学校給食は、子どもの心身の健全な発達をはじめ、食を通じて伝統や文化、自然や社会についての理解を深めるといった、学校生活において、とても重要な教育的役割を担うものです。学校給食費の無償化を推進することは、本市が、社会全体で子どもの成長を支えるため

の重要な施策となるものです。そこで、学校給食費を無償化することで、子どもの成長を支える社会の実現を目的としたものでございます。

次に、学校給食費無償化の方針は、「学校給食費を無償とする」というものです。市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例により、学校給食は、本市が設置する学校において実施するものであることから、市川市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に通学する児童生徒に関わる学校給食費を、原則無償化するものとして、現在検討を進めております。

無償化の進め方ですが、無償化のためには、その財源として多くの市税を継続的に使用していくこととなります。このため、市民の方へ、広く政策の意義を理解していただくため、しっかりと周知を図っていくことも重要であることから、慎重を期して、段階的に進めていく考えです。その後、できるだけ早期に、全児童生徒へ拡充していきたいと考えております。「学校給食費の無償化の方針について」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明につきまして、質疑ございますでしょうか。広瀬委員。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。無償化はすごいなと思って伺っていたのですが、今のところその無償化に関わる財源については、検討中というようなところの理解でよろしかったでしょうか。

○保健体育課長

保健体育課長です。財源のことにつきましては、検討中でございます。

○広瀬由紀委員

結構、ものすごい金額もかかりますし、今の食糧の高騰などで変動するものでもありますので、十分な財源が取れるというのは、一体どういうところから取れるのかなと思ひまして、質問いたしました。ありがとうございました。

○平田史郎委員

何かコメントございますか。広瀬委員よろしゅうございますか。

要は今まで保護者が負担していた部分を全部市がもつということになる、実現すれば、委員会の方で徴収するコストもかからなくなりますよね。大変よろしいと思うのですが、段階的にと書いてあるのですけれども、段階的にというのは徐々に保護者から集める金額を低減させていくという形なのでしょうか。

○保健体育課長

保健体育課長です。段階的という意味合いでございますけれども、こちらは学年というところで捉えております。例えばの話になりますけれども、中学生を対象とする、または、小学生を対象とするというようなところで検討してございます。

○平田史郎委員

要は、何回も段階があるわけではなくて、今年度は中学を全部無償にする、次年度は小学を全部無償にするというような心づもりでよいのですね。

その他何か質問ございますか。特に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございます。全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号「市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第19号「市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。議案の13ページから15ページをご覧ください。本市では、少年の非行防止とその健全な育成を図るための教育機関として少年センターを設置しており、その運営について教育委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会を設置しています。15ページをご覧ください。委員の構成については、本規則において定めていますが、運用の実態を踏まえ見直す必要があるため、教育委員会職員を削除いたします。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第20号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議案の17ページ、18ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。この委員のうち、辞任願の届けがありました3名の委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに3名の委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和4年7月8日から令和5年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうござい

ますね。特に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、続きまして、「報告」に入ります。報告第14号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。報告第14号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の19ページから24ページをお願いいたします。市川小学校、八幡小学校、富貴島小学校、稲荷木小学校、そして富美浜小学校の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申し出があった委員の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、7月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見ございますでしょうか。特にないようですので、報告第14号を終了いたします。それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。教育長にお返しいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年7月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後3時45分閉会)